

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合の指定金融機関を次のとおり指定する。

平成19年2月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 佐竹 敬 久



| 名 称      | 主たる事務所の所在地   | 取扱事務の範囲     |
|----------|--------------|-------------|
| 株式会社秋田銀行 | 秋田市山王三丁目2番1号 | 公金の収納及び支払事務 |